四日市市登校サポートセンターに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２０日

四日市市教育長　　廣　瀬　琢　也

四日市市教委規則第４号

四日市市登校サポートセンターに関する規則の一部を改正する規則

四日市市登校サポートセンターに関する規則（令和４年四日市市教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（所管） 第２条　センターは、育ち支援課の所管とする。	（所管） 第２条　センターは、教育支援課の所管とする。
（分掌事務） 第３条　センターの分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　（略） (2)　ふれあい及びわくわくの整備及び運営に関すること。 (3)及び(4)　（略）	（分掌事務） 第３条　センターの分掌事務は、次のとおりとする。 (1)　（略） (2)　ふれあい教室及びわくわく教室の整備及び運営に関すること。 (3)及び(4)　（略）
（専決） 第５条　所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。 (1)　ふれあい及びわくわくの入級手続きに関すること。	（専決） 第５条　所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けるものとする。 (1)　ふれあい教室及びわくわく教室の入級手続きに関すること。

(2)　ふれあい及びわくわくの入級児童生徒の支援及び指導に関すること。 (3)から(8)まで　（略）	(2)　ふれあい教室及びわくわく教室の入級児童生徒の支援及び指導に関すること。 (3)から(8)まで　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会育ち支援課）